

農林漁業災害対策資金融通措置要項

第1 趣旨

この要項は、地震、台風、大雨等の自然災害により被害を受けた農林漁業者に対し、これらの災害からの速やかな経営再建のために必要な運転資金の融通についての事項を定めるものとする。

第2 定義

この要項において農林漁業災害対策資金（以下「本資金」という。）とは、別表1に掲げる災害（以下「災害」という。）により資金繰りに支障を来している又は支障を来す恐れのある第3に掲げる者が第4に掲げる融資機関から運転資金を借り入れる場合に、その金利負担を軽減するため、市町村が利子補給を行い、県がその経費の一部を利子補給費補助金として交付する資金をいう。

第3 貸付対象者

本資金の貸付対象者は、次のいずれの要件も満たす者とする。

- (1) 災害により被害を受けていることについて市町村長の証明書の発行を受けていること。
- (2) 収入保険、農業共済等に参加しているか、未加入の場合、今後加入する旨の誓約書の提出が可能なこと。

第4 融資機関

本資金の融資機関は、農業協同組合、農林中央金庫並びに知事が指定した銀行、信用金庫及び信用協同組合とする。なお、融資機関の指定については、知事は災害ごとに指定を希望する融資機関から提出される農林漁業災害対策資金融資機関指定申請書（別記第1号様式）を審査し、適当と認めたとときに行うものとし、その後知事は融資機関に農林漁業災害対策資金融資機関指定通知書（別記第2号様式）を交付する。

第5 貸付条件

本資金の貸付けの条件は、次のとおりとする。

1 貸付対象者

農林漁業所得が総所得（法人にあっては、当該法人の農林漁業に係る売上高が総売上高）の過半を占めている、又は農林漁業粗収益が200万円以上（法人にあっては売上高1,000万円以上）である農林漁業者

2 貸付対象経費

農林漁業経営の維持・継続に必要な経費（運転資金）

3 貸付限度額

1,000万円

4 貸付利率等

別表2に定めるものとする。

5 償還期限及び据置期間

償還期限10年以内（うち据置期間3年以内）とする。

6 償還方法

償還方法については、各年元金均等償還とし、償還金額は千円単位とする。ただし、千円未満の端数を生じたときは当初償還額に加えるものとする。

第6 利子補給の期間

利子補給期間は貸付実行日から5年以内とする。

第7 県の利子補給費等補助金の交付

- 1 県は、市町村が農林漁業者及び融資機関に対し本資金に係る利子補給金として、毎年1月1日から12月31日までの期間の融資平均残高（計算期間中の毎日の最高融資残高（延滞額を除く。）の総和を365日で除した額）に、別表2に定める利子補給等率を乗じて算出した額を交付したときは、同表に定める補助率で算出した利子補給等補助金を予算の範囲内で、熊本県農業制度資金利子補給費補助金交付要項、熊本県林業制度資金利子補給費補助金交付要項及び熊本県漁業制度資金利子補給費補助金交付要項の定めるところにより、当該市町村に交付するものとする。
- 2 前項の規定により県が利子補給費等補助金を市町村に交付する期間は、第6に定める利子補給期間と同期間とする。

第8 借入手続等

- 1 借入希望者は、次の書類を融資機関の長に提出するものとする。
 - (1) 借入申込書（融資機関所定のもの）
 - (2) 農林漁業災害対策資金事業計画承認申請書（別記第3号様式）
 - (3) 被害の証明書（市町村が発行したもの）
 - (4) 収入保険、農業共済等に加入していることが証明できる資料若しくは今後加入する旨の誓約書（別記第4号様式）
- 2 第4に規定する融資機関の長は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めるときは、農林漁業災害対策資金利子補給承認申請書（別記第5号様式）に受理した前号の書類（(1)と(3)以外は原本）を添えて、市町村長に提出するものとする。
- 3 市町村長は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めるときは、農林漁業災害対策資金補助対象事業承認申請書（別記第6号様式）に受理した前号の書類の写しを添えて知事に提出するものとする。
- 4 知事は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めるときは、農林漁業災害対策資金補助対象事業承認通知書（別記第7号様式）を市町村長に交付するものとする。
- 5 市町村長は、前号の通知を受けたときは、農林漁業災害対策資金利子補給承認通知書（別記

第8号様式)に知事から通知された農林漁業災害対策資金補助対象事業承認通知書(別記第7号様式)の写しを添えて、融資機関の長に交付するものとする。併せて農林漁業災害対策資金事業計画承認通知書(別記第9号様式)を融資機関の長を経由して借入希望者に交付するものとする。

- 6 融資機関の長は、本資金の貸付けを行ったときは、速やかに農林漁業災害対策資金貸付実行報告書(別記第10号様式)を、市町村長を経由して知事に提出するものとする。
- 7 融資機関の長は、利子補給期間内に対象資金に係る特例償還等を行った場合は、速やかに農林漁業災害対策資金特例償還等報告書(別記第11号様式)を市町村長を経由して知事に提出するものとする。

第9 資金の承認及び貸付期間

本資金に係る県の補助対象事業の承認期間並びに貸付実行期間は、別表1に掲げるとおりとする。

第10 資金の目的外使用等

- 1 融資機関は、本資金がその目的以外に使用されること等を防止するため、適正管理に努めなければならない。
- 2 借受者が借入金を目的以外の使途に使用した場合は、知事は市町村長に対して農林漁業災害対策資金補助対象事業承認に係る取消通知書(別記第12号様式の1)及び農林漁業災害対策資金補助対象事業承認に係る一部取消通知書(別記第12号様式の2)により補助対象事業承認の全部若しくは一部を取り消し、市町村長は融資機関の長に対して農林漁業災害対策資金利子補給承認に係る取消通知書(別記第13号様式の1)及び農林漁業災害対策資金利子補給承認に係る一部取消通知書(別記第13号様式の2)により利子補給承認の全部若しくは一部を取り消すものとする。
- 3 1の適正管理が実施されず、融資機関の責に帰すべき理由により目的外使用が発生した場合は、知事は市町村長に対して既に交付した利子補給費補助金の全部若しくは一部の返還を命じ、市町村長は融資機関の長に対して既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

第11 変更承認等

- 1 やむを得ない理由により償還期限の延長や償還金額の変更を行う場合は、変更承認申請を事前に行う。
- 2 融資機関の長は、借受者から条件変更の申し出を受けた場合において、適当と認めたときは農林漁業災害対策資金利子補給変更承認申請書(別記第14号様式の1)に必要書類の写しを添えて市町村長に提出するものとする。
- 3 市町村長は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めたときは、農林漁業災害対策資金補助対象事業変更承認申請書(別記第14号様式の2)に必要書類を添えて知事に提出するものとする。

- 4 知事は、前号の書類を受理した場合において、適当と認めるときは、農林漁業災害対策資金補助対象事業変更承認通知書（別記第14号様式の3）を市町村長に交付するものとする。
- 5 市町村長は、前号の通知を受けたときは、農林漁業災害対策資金利子補給変更承認通知書（別記第14号様式の4）に知事から通知された農林漁業災害対策資金補助対象事業変更承認通知書（別記第14号様式の3）の写しを添えて、融資機関の長に交付するものとする。併せて農林漁業災害対策資金利子助成変更承認通知書（別記第14号様式の5）を融資機関の長を経由して借受者に交付するものとする。

第12 変更承認を要しない条件変更

- 1 経営の法人化による借受者名の変更など、前項の1に該当しない条件変更の場合は、融資機関の長は、農林漁業災害対策資金利子補給変更報告書（別記第15号様式の1）に確認書類の写しを添えて市町村長に提出するものとする。
- 2 市町村長は、前号の報告を受けたときは、農林漁業災害対策資金補助対象事業変更報告書（別記第15号様式の2）に融資機関から報告された農林漁業災害対策資金利子補給変更報告書（別記第15号様式の1）及び確認書類の写しを添えて、知事に報告するものとする。

第13 証拠書類の保管期間

証拠書類の保管期間は利子補給完了後5年間とする。

附 則

この要項は令和7年10月7日から施行する。

附 則

この要項は令和8年3月19日から施行する。

別表 1

農林漁業災害対策資金の対象となる災害、区分、承認期間及び貸付実行期間

対象となる災害	区分	承認期間	貸付実行期間
令和7年8月6日からの大雨による災害	令和7年8月大雨被害分	令和8年12月31日まで	令和9年3月31日まで

別表 2

農林漁業災害対策資金の貸付利率等

利子補給前 貸付利率 (A)	利子補給等率 (B)	市町村利子補給等率		融資機関 利子補給率
			うち県補助率	
農業近代化資金（農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)第2条第3項に規定する農業近代化資金)の基準金利と同じ利率	(A) 欄の利率と同じ率 ただし、4%を上限とする	(B) 欄の率の7/10の率	(B) 欄の率の1/2以内	(B) 欄の率の3/10の率